

答申第 618 号

平成 28 年 7 月 22 日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 27 年 4 月 6 日付けで諮問された県立学校への転任に係る選考基準等に関する文書一部非公開の件（諮問第 687 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、「平成27年度県立学校への転任希望者の面接の実施について」と称する文書のうち、1頁「4面接員」の項目中、3行目から4行目まで、2頁「(2)役割分担ウ」記載の項目、及び3頁「(3)進行及び面接内容」の項目中、7行目を公開すべきである。
- (2) 実施機関は、個人面接評定票のうち、第1欄第1項に評定項目と記載されている表の第1欄第2項から第1欄第7項内の文字、第2欄第2項から第2欄第7項の中央部分にある文字、及び第2欄第1項の1文字目から5文字目までを公開すべきである。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年2月6日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、平成26年12月に国際言語文化アカデミアで行われた「平成27年度県立学校への転任希望者職員の面接」における、高等学校への転任希望の面接（以下「本件面接」という。）を受けた人数と結果について記載された文書及び本件面接の選考方法と選考基準について記載された文書（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成27年2月19日付けで本件請求の決定を延長する決定を行ったうえで、同年3月11日付けで、次のとおり本件行政文書を特定し、その一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- ア 本件面接を受けた人数が記載された「平成27年度転任希望・異動状況」について、請求対象外の箇所を除いて全て公開した。
- イ 本件面接を受けた結果が記載された「平成27年度県立学校への転任・交流希望者の判定結果」について、請求対象外の箇所を除いて全て公開した。
- ウ 本件面接の選考方法が記載された「平成27年度県立学校への転任希望者の面接の実施について」と称する文書（以下「本件面接実施要領」という。）について、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号エに該当すること

を理由に一部公開とした。

エ 本件面接の選考基準が記載された「個人面接評定票」について、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号エに該当することを理由に一部公開とした。

(3) 異議申立人は、平成27年3月26日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書によると、その主張は次のとおりである。

公開することによって、人事管理に著しい支障が出るとは考えられない。

また、「公正な人事」を行うためには、情報を公開したほうが望ましいと考える。

### 4 実施機関(教育局行政部教職員人事課)の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、次のとおりである。

#### (1) 本件面接実施要領

ア 面接員の氏名や所属に関する情報及び役割分担の一部について

県立学校への転入希望者が、政令市の教員又は政令市以外の市町村立小中学校の教員に限られる状況を鑑みると、面接員と受験者が顔を合わせたことがある場合や、今後の人事異動により同じ所属になる可能性も否定できない。

公開することにより、面接員等の氏名が確定し、その個人を特定した問い合わせの電話等が入ったり、氏名が確定しなくても面接員の所属に対し同様の問い合わせ等が入ると、業務の遂行に支障が生じるおそれがある。

また、公開が前提となると、面接員が正当に評価をすることができなくなるなどの支障が生じるおそれもある。

したがって、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第5条第4号エに該当すると判断し

て、非公開とした。

イ 面接対象者の割振りに関する情報について

面接対象者をどのように割振って、面接官と組み合わせているかを公開すると、面接対象者同士の情報交換により、面接官の特定が容易になる。上記アで触れたとおり、面接対象者同士に限られた範囲の教員同士でお互いに情報交換できる可能性も高く、面接官が特定される可能性が高まる。

面接官が特定されると、上記アで触れたことと同様の弊害が生じることから条例第5条第4号エに該当すると判断して、非公開とした。

ウ 面接内容及び評定に関する情報（評定の方法、評価基準、人事異動対象者の基準）について

仮に職員の転任に係る選考における面接内容や評定の方法などの選考基準に関する情報を異議申立人に公開すると、選考実施の公平性の観点から、他の転任希望者にも公開する必要があると考える。それを知った転任希望者が、自己の特質を取り繕い、偏った対策をして選考に臨んだ場合、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなるおそれがある。

その結果、その校種の教員としての適性がない者を転任させてしまった場合には、本人だけでなく、教えを受ける児童・生徒、更には保護者への影響は大変大きいものである。そのため、転任に際して、特に面接の実施は、限られた短い時間の中でその校種における教員としての適性を見抜くべく、最大限の配慮と努力を行わなければならない。

さらには、転任は、現に職員である者の人事異動の一つであるため、転任成立枠の多寡など、人事異動の事情に左右される面があるにもかかわらず、部分的に選考基準が公開されると、選考に関して誤解を招く危険性がある。

したがって、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第5条第4号エに該当すると判断して、非公開とした。

(2) 個人面接評定票のうち評定項目など評価基準に関する部分

(1) ウと同様の考え方で、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第5条第4号エに該当す

ると判断して、非公開とした。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定し、「人事管理」は、職員等の採用、退職、異動等をいうと解される。

そこで、本件行政文書のうち、実施機関が非公開とした情報の条例第5条第4号エ該当性について、以下検討する。

### (3) 本件面接実施要領について

ア 当審査会が確認したところ、本件面接実施要領は、平成27年度に実施した県立学校への転任希望者の面接の実施案であり、これには、日時、面接会場、面接方法、面接員の所属・氏名・役割分担、当日の運営、面接対象者数、面接対象者の割振り、進行及び面接内容、評定の方法、評価基準、人事異動対象者の基準が記載されている。

イ まず、面接員の所属や氏名に関する情報及び役割分担の一部、並びに面接対象者の割振りに関する情報について、実施機関の説明を踏まえると、これらを公開し、面接員が特定された場合には、面接の結果に納得しない面接対象者から、内容に関する質問や苦情、批判の問い合わせがされるお

それがあり、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、転任の評価に関する記載内容が形骸化し、適切な評価を困難にするおそれがあると認められる。

ウ 面接内容及び評価基準に関する情報を公開した場合、面接内容を知った面接対象者が、対策に偏った表面上の回答を事前に準備し、面接が形式的・技術的な回答を述べる場になることで、面接員が面接対象者の適性を判断することが困難になるおそれがある。

そのため、これらの情報を公開することで、今後、反復継続される県立学校への転任の人事に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

エ しかし、面接員の所属及び氏名に関する情報で、本件面接実施要領のうち、1頁「4面接員」の項目中、3行目から4行目まで、2頁「(2)役割分担ウ」記載の項目については、個々の面接員を特定するものではないうえ、面接を実施する所属名及び当該所属に配属されている職員名は、一般に公開されている職員録や座席表で確認ができること、また、3頁「(3)進行及び面接内容」の項目中、7行目については、県立学校への転任にあたり、一般的に想定される面接内容であることから、これらの情報を公開したとしても、上記のような支障が生じるとはいえず、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号エに該当しないと判断する。

#### (4) 個人面接評定票について

ア 個人面接評定票は、当審査会が確認したところ、面接員が面接対象者の評定を行う様式の実施案であり、面接対象者の学校名、担当教科、氏名、及び性別、面接における評価基準が記載されたものである。

イ 評価基準に関する情報を公開した場合、面接対象者が当該評価基準に基づき自己評価を行い、その結果に納得しない者から、実施機関に対して内容に関する質問や苦情、批判の問い合わせがされるおそれがある。

また、記載された面接の評価基準のみで一律に転任が決定されるわけで

はなく、それ以外の諸要素も勘案して総合的に決定されていると理解されるべきところ、必要な補足説明を伴わないまま当該評価基準が公開されると、当該評価基準のみで転任が決定されとの誤解が生じ、転任の人事管理に係る事務において混乱を招くおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件において評価基準に関する情報を公開することは、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

エ しかし、個人面接評定票に記載のある評価基準のうち、第1欄第1項に評定項目と記載されている表の第1欄第2項から第1欄第7項内の文字、第2欄第2項から第2欄第7項の中央部分にある文字及び第2欄第1項の1文字目から5文字目までは、一般的な採用等の面接における評価の視点として想定されるものであり、これらの情報を公開することにより、上記のような公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号エに該当しないと判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平 成 27 年 4 月 7 日	諮問受理
4 月 8 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 18 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 20 日	異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平 成 28 年 2 月 25 日 ( 第 157 回部会 )	審 議
3 月 23 日 ( 第 158 回部会 )	審 議
4 月 12 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4 月 28 日 ( 第 159 回部会 )	審 議
5 月 19 日 ( 第 160 回部会 )	審 議
6 月 23 日 ( 第 161 回部会 )	審 議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明治大学教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 28 年 7 月 22 日現在）（五十音順）